

ASK ニュース

愛知商工連盟協同組合

発行所

事務所

本部 〒461-0040
名古屋市東区矢田1-3-11
愛商連本部会館
TEL 052(721)0082
FAX 052(721)0244
<https://www.aishoren.or.jp>



イチョウ

掲載 ～年末調整・確定申告で要確認～所得税改正のポイント

◆ 11月の税務と労務

国 税	10月分源泉所得税の納付	11月10日
国 税	所得税予定納税額の減額承認申請	11月16日
国 税	所得税予定納税額第2期分の納付	11月30日
国 税	9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	11月30日
国 税	12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)	11月30日
国 税	3月決算法人の中間申告	11月30日
国 税	個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合)	11月30日
地方税	個人事業税第2期分の納付	都道府県の条例で定める日

11月

(霜月) NOVEMBER

2026 (令和8年)

3日・文化の日 23日・勤労感謝の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	.	.	.	.	.

※税を考える週間 11月11日～11月17日

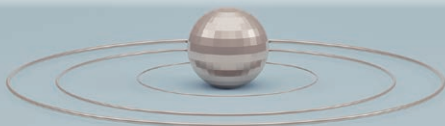
ワン
ポイント

商業登記電子証明書に「リモート署名方式」導入 商業登記電子証明書は、会社の代表者であることを証明するための電子証明書です。今年7月、新しい利用方法として「リモート署名方式」が始まりました。これまでの形式よりセキュリティが向上するとともに、スマートフォンのG Biz ID アプリを用いてオンラインで電子署名を付与できます。

～年末調整・確定申告で要確認～ 所得税改正のポイント

令和8年度税制改正では、所得税の基礎控除の引上げや給与所得控除の最低保障額の引上げなど、様々な改正が行われました。

年末調整や確定申告の時期を迎えるにあたり、これらの改正のポイントを整理します。



基礎控除などの引上げ

(1) 基礎控除

所得税額の計算をする際に、総所得金額などから差し引くことができる控除の1つに基礎控除があります。基礎控除は、納税者本人の合計所得金額に応じて決められています。

基礎控除については、令和7年度税制改正でも引き上げられましたが、令和8年度税制改正でさらに引き上げられることになりました(図表1参照)。

(2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得の金額は、源泉徴収される前の給与等の収

入金額から給与所得控除額を差し引いて算出します。

こちらも令和7年度税制改正に引き続き、令和8年度税制改正で給与所得控除の最低保障額がさらに引き上げられ、令和8年分と9年分については、最低保障額が74万円になりました(図表2参照)。

(3) 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除額の引上げに伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました(図表3参照)。また、給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円から69万円に引き上げられました。

給与所得控除の最低保障額の引上げと扶養親族等の所得要件の改正により、親族等の合計所得金額に応じた配偶者特別控除額と特定親族特別控除額は、図表4のようになりました。

(4) 適用開始日

これらの改正は原則として令和8年12月1日に施行されます。月々の源泉徴収事務は令和8年11月までは従来どおりで、令和8年12月の年末調整等で改正を反映して精算します。

通勤手当の非課税限度額

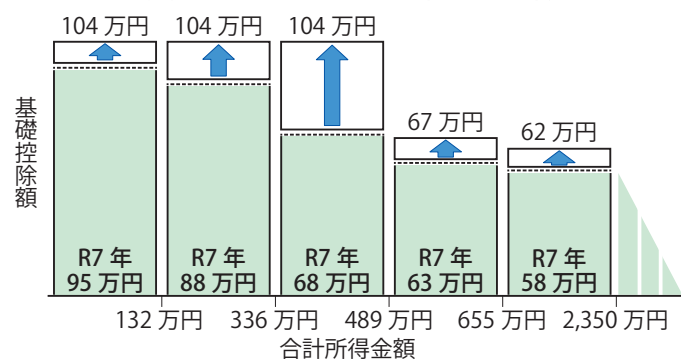
通勤のために自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額につい

て、通勤距離が片道65km以上の人の1か月当たりの非課税限度額が引き上げられました。

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している人に支給する通勤手当については、通勤距離が片道2km未満である人を除き、距離に応じた非課税限度額と1か月当たりの駐車場等の料金相当額(上限5,000円)との合計額が、非課税になります。一定の要件を満たす駐車場等とは、通勤のために使用する交通用具の駐車のための施設のうち、通勤手当の支払いを受ける人の勤務する場所の周辺またはその人が通勤のために利用する交通機関の駅などの施設の周辺にあるものをいいます。

この改正は、令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されています。ただし、同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものは除きます。

図表1 基礎控除の引上げのイメージ(令和8・9年分)



図表2 給与所得控除の改正

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	令和8・9年分	令和7年分
190万円以下	74万円	65万円
190万円超 220万円以下	74万円	収入金額×30%+8万円
220万円超 360万円以下	収入金額×30%+8万円	
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+44万円	
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円	
850万円超	195万円(上限)	

食事の現物支給

役員や使用人が使用者から食事の現物支給を受ける場合、従来は、①その役員や使用人から実際に徴収している対価の額が、その食事の価額の50%相当額以上であること、②その食事の価額から実際に徴収している対価の額を控除した残額が月額3,500円以下であること、の2つの要件を満たすときは、その役員や使用人が食事の支給により受ける経済的利益はないものと

とされていました。

この取扱いのうち①は従来どおりですが、②の非課税限度額が月額3,500円から7,500円に引き上げられました。

また、使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について、所得税が非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられました。

これらは、令和8年4月1日以後に支給する食事等について適用されています。

図表3 扶養親族等の所得要件

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注)	
	改正後	改正前
・扶養親族 ・同一生計配偶者 ・ひとり親の生計を一にする子	62万円以下	58万円以下
・特定親族	62万円超 123万円以下	58万円超 123万円以下
・配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超 133万円以下	58万円超 133万円以下
・勤労学生	89万円以下	85万円以下

(注) 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

図表4 改正後の配偶者特別控除額・特定親族特別控除額

配偶者又は特定親族の 合計所得金額	配偶者特別控除額			特定親族 特別控除額
	所得者の合計所得金額			
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	
62 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	63 万円
85 万円超 90 万円以下				61 万円
90 万円超 95 万円以下				51 万円
95 万円超 100 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	31 万円
105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	21 万円
110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	11 万円
115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	6 万円
120 万円超 123 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	3 万円
123 万円超 125 万円以下				
125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	

11月の労務ピックアップ

インフルエンザ対策

11月以降はインフルエンザの流行に備え、早めに注意喚起しましょう。

厚生労働省によれば、インフルエンザは例年12月から3月が流行シーズンです。職場では、手洗い、咳エチケット、換気、体調不良時の出勤抑制、発熱時の連絡方法を周知し、欠勤・在宅勤務・休暇の扱いも確認しておきましょう。

特に、無理な出勤を求めず、体調不良を申し出やす

い雰囲気を上司が整えることが、職場内感染の拡大防止につながります。

一方、新型インフルエンザは季節性と異なり、国民の多くが免疫を持たず、急速にまん延する恐れがあります。発生時は多数の欠勤や事業継続への影響も想定されます。

通常の感染予防に加え、優先業務、代替要員、連絡体制などを、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（内閣感染症危機管理統括庁）も参考に点検しておきましょう。

法人版事業承継税制《特例措置》

中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、法人の場合、非上場株式等に係る相続税や贈与税の納税が猶予・免除される法人版事業承継税制があります。平成30年度の税制改正で、事業承継税制が10年間限定で大きく拡充されました。

この改正で創設された法人版事業承継税制の「特例措置」は、事前に特例承継計画を都道府県に提出する必要があります。この特例承継計画を提出した事業者で、平成30年1月1日から令和9年12月31日までに贈与や相続により会社の株式等を取得した経営者が、特例措置の対象になります。会社の株式等を承継した後は、贈与税や相続税の申告期限の2か月前までに都道府県に認定申請を行い、認定書の写しとともに贈与税や相続税の申告書を提出します。

税務申告後5年以内は、都道府県と税務署へ毎年報告をし、6年目以後は税務署に3年に1度報告を行います。

特例措置のポイントは、対象株式数の上限を撤廃し、猶予割合を100%に拡充することで、承継する株式等

に係る贈与税や相続税のすべてが納税猶予の対象となったことや、親族外を含むすべての株主から代表者である後継者（最大3人）への贈与や相続が対象となったことです。また、雇用要件も見直され、雇用維持ができなかった場合でも納税猶予が継続可能になりました。さらに、将来、事業を売却や廃業する際に株価が下落していた場合は、その株価を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との差額が免除されます。

特例承継計画の提出については、令和8年度の税制改正で、令和9年9月30日まで（改正前：令和8年3月31日まで）に延長されました。ただし、特例措置の適用期限は延長されていませんので、ご注意ください。



ふるさと納税 ワンストップ特例制度

ふるさと納税は、自分の故郷や応援したい自治体へ寄附を行い、寄附金控除によって所得税や住民税が控除される制度です。控除を受けるためには確定申告が必要ですが、確定申告を行う必要がない給与所得者などがふるさと納税を行う場合、確定申告をしなくても控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があります。

この特例は1月から12月までの間にふるさと納税の寄附先が5自治体以内の人が利用できる制度で、ふるさと納税を行う際に各寄附先に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。特例を適用すると所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税の減額という形で控除が行われます。

税務の豆知識

年末調整で使用する控除証明書

年末調整で生命保険料控除や地震保険料控除などの適用を受ける場合には、保険会社などから書面により交付を受けた控除証明書などを申告書に添付等する必要があります。控除証明書は、毎年10月中旬頃から11月上旬頃にかけて、保険会社などから順次発送されます。

現在は、保険会社が控除証明書を電子データで交付し、従業員は電子データの控除証明書を勤務先に電子データのまま提出することができるようになりました。しかし、事業主側が電子データを受け付けることができない場合などは、国税庁が提供している「QRコード付証明書等作成システム」を利用して、電子データを書面で出力して提出を受けることもできます。

QRコード付証明書等作成システムは、スマートフォンは推奨環境外ですので、推奨環境を確認して利用してください。